

## ～入園後の注意事項について～

### 【保育時間について】

保育園は、保護者の就労等の理由によりお子さんの保育が必要な間、お子さんをお預かりする施設です。休日以外にお子さんの体調不良等の場合は、ご家庭で保育をお願いすることがあります。また、お子さんの急な発熱やけが等の場合には、職場等に連絡をして早めにお迎えに来ていただくこともあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

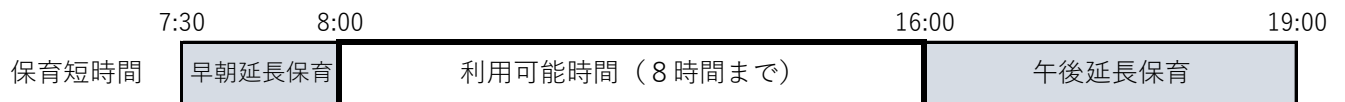
### 【延長利用】

・就労等の認定区分の時間帯を超えて保育を利用する場合は、開所時間の範囲内で延長保育を利用することができます。ただし、**公立保育園・こども園の場合は、0歳児のお子さんは、最長で午後6時まで**の利用となります。

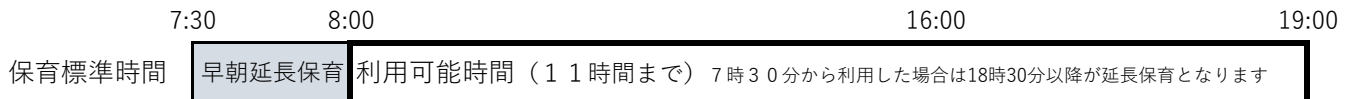
・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

保育必要量区分	早朝延長保育		午後延長保育	
	保育短時間	開園時間～午前8時	50円	午後4時～閉園時間
保育標準時間	開園時間～午前8時	50円	11時間以上利用する場合	50円

【保育利用時間・延長保育時間の例（公立園の場合）】



午前7時30分～午後5時まで利用した場合：  
午前7時30分～8時…50円、午後4時～5時…50円、合計100円／1日



午前7時30分～午後6時まで利用した場合：  
午前7時30分～8時…50円、50円／1日

### 『適正利用』にご協力をお願いします

通勤時間を含めた就労時間が保育の時間となります。

仕事がお休みの日は原則として家庭保育をお願いします。

保育の必要量は、最大時間です。ご家庭の状況に応じた保育が必要な範囲でご利用ください。

お買い物、きょうだいの習い事等の送迎は、お子さまのお迎え後をお願いします。

テレワーク等在宅勤務中の場合、終業後、速やかに迎えをお願いします。

求職活動に支障のない時は、家庭保育または早めのお迎えをお願いします。

### 【変更等の手続き】

以下の変更や変更の希望がある場合は、速やかに通園している園またはこども支援課へ「教育・保育給付認定変更認定申請書」と必要な添付書類を提出してください。

- 入園後に住所、勤務先、勤務時間、家族構成等に変更があった場合
- 育児休業を取得または終了した場合
- 保育必要量の変更（保育標準時間から保育短時間への変更等）を希望する場合

※保育必要量や世帯状況の変更等に伴い、変更届また添付書類が25日まで提出があった場合、保育料は翌月から適応となります。

※実際の保育時間や緊急の連絡先等に変更のある場合は、在籍している園へ必ずご連絡してください。

### 【退園となる場合】

○保育の必要性の理由がなくなった場合、または認定期間が満了になった場合は、退園となります。（3号認定の期間が満了になった場合は、自動的に2号認定に更新となります。）

○市外に転出する場合は、原則、転出日を属する日までの在籍となります。（翌日実施解除日となります）転出予定のある方は、早めにこども支援課へご相談ください。

### 【現況届の提出】

保育の必要性の理由、次年度の在園継続確認書と保育料の算出及び副食費徴収の有無を確認するにあたり、「在園継続確認書（現況届）及び課税状況閲覧承認書」を年に1度提出いただいております。特別な理由なく期限までに提出がない場合は、退園となることがあります。

### 【育児休業中の場合の継続利用について】

育児休業は、保育の必要性の理由には該当しませんが、育児休業開始前にすでに保育園等を利用しているお子さんについては、保護者が下のお子さんの育児休業を取得する場合、育児休業期間中も保育園等の継続利用を認めています。

育児休業を取得した際は、速やかに「就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）」と「教育・保育給付認定変更認定申請書」を併せて提出してください。育児休業中は「保育短時間」の認定となります。

### 【利用者負担額（保育料）・副食費を算定するために】

○保育料算定（3歳未満児）及び副食費徴収（3歳以上児）の有無を確認するため児童に係る世帯の課税状況を閲覧することを同意いただける場合は、入園申込書の『課税状況閲覧同意欄』に記名・押印してください。同意いただけない場合は、世帯員全員の課税証明を添付してください。

○令和6年1月1日現在、胎内市に住民票がなかった方について、個人番号（マイナンバー）を用いて自治体間で入園に必要な情報提供を受けることができますので、課税資料を提出する必要はありません。

○住民票の有無に関わらず、所得の確定申告等を行っていない方については、正確な保育料算定及び副食費徴収の有無を確認するため、所得情報が必要となりますので税担当課で申告くださるようお願いいたします。

### 【保育料・副食費について】

#### ○3歳児から5歳児

保育料については無償となります。ただし副食費及び主食費（完全給食の場合）、諸経費等負担となります。副食給食の場合、主食は各自持参となります。

#### ○0歳児から2歳児

利用者負担額（保育料）は、保育の必要量（標準時間または短時間）及び父母（父母の所得に応じ児童と同居している祖父母等を含む場合があります）の市町村民税額により決定します。副食費は保育料に含まれております。

※4月から8月分までは令和5年度、9月から3月までは令和6年度の市町村民税額から算出し決定します。

※保育料・副食費は、市町村民税額または多子軽減制度等により減免、免除となる場合があります。